



鳥取県公報

平成 22 年 10 月 12 日(火)
第 8 2 3 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (596) (福祉保健課) 2
	生活保護法による施術者の指定 (597) (〃) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (598) (〃) 2
	都市計画の変更案の縦覧 (2件) (599・600) (景観まちづくり課) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (601・602) (経済通商総室) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (603) (治山砂防課) 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (604) (会計指導課) 6
	土地改良区の役員の就退任 (605) (東部総合事務所農林局) 6
	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の事業所の変更の届出 (606) (中部総合事務所福祉保健局) 7
	指定居宅サービス事業者の廃止 (607) (西部総合事務所福祉保健局) 8
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (608) (〃) 8
	保安林の指定施業要件の変更 (609) (日野総合事務所農林局) 8
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (情報政策課) 9

告 示

鳥取県告示第596号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所在地	指定年月日
堤消化器・内科クリニック	米子市両三柳2300-1	平成22年9月1日

鳥取県告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
澤 征志	東伯郡三朝町大字三朝 139-6	レイス治療院倉吉L e i s	倉吉市宮川町188- 9	平成22年10月5日
澤 建子	〃	〃	〃	〃

鳥取県告示第598号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所在地	廃止年月日
堤消化器・内科クリニック	米子市両三柳2300-1	平成22年8月31日

鳥取県告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線
東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1) 東伯都市計画道路1・3・1号東伯淀江線
変更する部分
東伯郡琴浦町大字槻下、大字中尾、大字上伊勢、大字浦安、大字下大江、大字三保、大字田越、大字笠見及び大字八橋
(2) 東伯都市計画道路3・6・1号下大江浦安線
追加する部分
東伯郡琴浦町大字下大江、大字三保、大字上伊勢、大字下伊勢及び大字浦安
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場分庁舎建設課（東伯郡琴浦町大字赤碕1142-3）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成22年10月12日から同月26日まで

鳥取県告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
赤碕都市計画道路1・3・1号東伯淀江線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
東伯郡琴浦町大字別所、大字松谷、大字赤碕、大字八幡、大字光、大字湯坂、大字籠津、大字梅田、大字栄田及び大字八重
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部景観まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）及び琴浦町役場分庁舎建設課（東伯郡琴浦町大字赤碕1142-3）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成22年10月12日から同月26日まで

鳥取県告示第601号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において

準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル琴浦店
東伯郡琴浦町大字逢東1272、1273、1274、1275、1275-1、1276-1、1276-2、1276-3、1276-4、1276-5、1276-6、1278-1、1278-2、1280-1、1282-2、1298-2及び1298-4並びに大字徳万57-1
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
変更前 エキサイティングタウン丸合東伯店
変更後 スーパーセンタートライアル琴浦店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
変更前 株式会社三幸 代表取締役 梅林 哲朗
米子市東福原六丁目12-40
有限会社梅林商店 代表取締役 梅林 哲朗
米子市東福原六丁目12-40
変更後 株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田 久男
福岡県福岡市東区多の津一丁目12-2
 - (3) 大規模小売店舗の設置者の住所
変更前 鳥取市吉方温泉一丁目561
変更後 鳥取市吉成二丁目14-21
- 3 変更年月日
 - (1) 大規模小売店舗の名称並びに当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
平成22年10月14日
 - (2) 大規模小売店舗の設置者の住所
平成21年9月24日
- 4 変更する理由
大規模小売店舗設置者の住所及びテナント変更のため
- 5 届出年月日
平成22年9月30日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成22年10月12日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局
東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町商工観光課
- 9 意見書の提出
琴浦町の区域内に居住する者、琴浦町において事業活動を行う者、琴浦町の区域をその地区とする商工会その他の琴浦町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出

することができる。

鳥取県告示第602号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル琴浦店
東伯郡琴浦町大字逢束1272、1273、1274、1275、1275-1、1276-1、1276-2、1276-3、1276-4、1276-5、1276-6、1278-1、1278-2、1280-1、1282-2、1298-2及び1298-4並びに大字徳万57-1
- 2 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
変更後 終日
 - (2) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
変更前 午前7時30分から午後7時まで
変更後 終日
- 3 変更年月日
平成22年10月14日
- 4 変更する理由
営業上の施策のため
- 5 届出年月日
平成22年9月30日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成22年10月12日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所県民局
東伯郡琴浦町大字赤碕1140-1 琴浦町商工観光課
- 9 意見書の提出
琴浦町の区域内に居住する者、琴浦町において事業活動を行う者、琴浦町の区域をその地区とする商工会その他の琴浦町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第603号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地

崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

本折地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域（昭和56年鳥取県告示第286号（急傾斜地崩壊危険区域の指定について）で指定した区域を除く。）

土 地	標 柱
八頭郡智頭町大字智頭字本折1434-12	1号
八頭郡智頭町大字智頭字尾鼻2571-1	2号
八頭郡智頭町大字智頭字堂仏下平2570-6	3号
八頭郡智頭町大字智頭字尾鼻2572-1	4号及び5号
八頭郡智頭町大字智頭字中縄手東1504-17	6号
八頭郡智頭町大字智頭字本折1434-19地先堤敷	7号

鳥取県告示第604号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

鳥取県庁本庁舎に設置している公衆電話取扱手数料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県統轄監総務課

主幹 名越 善彦

3 委任期間

平成22年10月5日から平成23年3月31日まで

鳥取県告示第605号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年10月12日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 玉 正 猛	鳥取市賀露町南六丁目 1-12
〃	船 越 友 敬	鳥取市湖山町西一丁目202
〃	安 藤 清	鳥取市賀露町南四丁目 2-13
〃	河 崎 明 博	鳥取市賀露町南四丁目 3-10
〃	角 脇 定 敏	鳥取市賀露町北一丁目 4-6
〃	影 井 啓 利	鳥取市湖山町南一丁目215
〃	本 庄 米 治	鳥取市湖山町北六丁目304
〃	星 見 昭 蔵	鳥取市湖山町西二丁目347
〃	山 根 昭 男	鳥取市伏野2453-3
〃	田 中 芳 夫	鳥取市伏野989
〃	片 山 正 男	鳥取市三津388-3
監 事	山 根 一 美	鳥取市湖山町北一丁目362
〃	塩 谷 尚 夫	鳥取市湖山町南六丁目 9-5
〃	三ツ中 義 雄	鳥取市伏野34

平成22年9月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	船 越 友 敬	鳥取市湖山町西一丁目202
〃	山 根 昭 男	鳥取市伏野2453-3
〃	安 藤 清	鳥取市賀露町南四丁目 2-13
〃	村 上 文 夫	鳥取市賀露町南一丁目 3-24
〃	浦 浜 彰	鳥取市賀露町南四丁目22-35
〃	岸 安 志	鳥取市賀露町北四丁目13-8
〃	影 井 啓 利	鳥取市湖山町南一丁目215
〃	本 庄 米 治	鳥取市湖山町北六丁目304
〃	星 見 昭 蔵	鳥取市湖山町西二丁目347
〃	田 中 芳 夫	鳥取市伏野989
〃	片 山 正 男	鳥取市三津388-3
〃	河 崎 明 博	鳥取市賀露町南四丁目 3-10
監 事	麻 木 正 睦	鳥取市三津383
〃	山 根 一 記	鳥取市賀露町南六丁目 4-33
〃	山 根 一 美	鳥取市湖山町北一丁目362

平成22年9月22日就任 任期4年

鳥取県告示第606号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年10月12日

鳥取県中部総合事務所長 岡 村 俊 作

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を	指定に係る障害福祉サービス事業を行う	障害福祉サービスの種類	変更年月日
-----	------------	------------------	--------------------	-------------	-------

		行う事業所の名称	事業所の所在地		
鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碕276-3	鳥取部品株式会社	東伯郡琴浦町大字赤碕236-2	居宅介護、重度訪問介護	平成22年9月21日

鳥取県告示第607号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
住吉内科眼科クリニック	住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200-1	平成22年10月5日	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導

鳥取県告示第608号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年10月12日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
住吉内科眼科クリニック	住吉内科眼科クリニック	米子市安倍200-1	平成22年10月5日	介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導

鳥取県告示第609号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年10月12日

鳥取県日野総合事務所長 藤 井 路 久

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
日野郡江府町大字御机字鏡ヶ成709の2、709の9
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採を禁止する。

イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び江府町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年10月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県庁舎ネットワーク機器更新業務に係る機器の賃貸借 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 契 約 日 | 平成22年9月17日 |
| 4 契約の相手方の名称及び
所在地 | 株式会社鳥取県情報センター
鳥取市寺町50 |
| 5 契 約 金 額 | 100,978,920円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達するとその役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政令第10条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県企画部情報政策課
鳥取市東町一丁目220 |